

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が実施する感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会が交付する支援金の対象者は、次に掲げる事項の全てを満たす事業者をいう。なお、令和3年度第8期で行う早期給付の対象者は、別に掲げる事項の全てを満たす事業者をいう。

- （1）飲食店の店舗が対象エリア内に所在していること。
- （2）「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド」、かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。
- （3）飲食店（食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条（改正後にあつては第55条）に基づく飲食店営業許可（「1類」又は「3類」）又は旧法第35条に基づく喫茶店営業許可「1類」を受けている店舗をいう。）で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
 - ※ 食品衛生法の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）の施行に伴い、令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となる。
 - ※ 新法の施行に伴い、令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となる。
- （4）要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること（閉店時間が20時以降であること。）」の1つ以上を満たしていること。
 - ※ 要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時よりも早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、要請の対象外となる。

※1 「要請」とは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9号又は同法第31条の6第1項に基づき、広島県知事が令和4年2月1日から令和4年2月20日ま

での期間に、対象エリアに所在する飲食店等に対し、営業時間短縮等を要請することをいう。以下同じ。

※2 対象エリアとは、広島県内全域をいう。以下同じ。

※3 要請期間は令和4年2月1日から令和4年2月20日までとする。ただし、感染状況に伴い、県の要請期間が変更された場合は、その期間とする。以下同じ。

(早期給付申請の対象者)

(1) 中小企業又は個人事業主

(2) (一社) 広島県生活衛生同業組合連合会又は広島県が過去に実施分の感染症拡大防止協力支援金の受給者

(3) 要請期間後に受け付ける申請(以下「本申請」という。)を「売上高方式」で申請する者

(支給要件)

第3条 (一社) 広島県生活衛生同業組合連合会が交付する支援金の支給要件は、要請期間中次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。また、早期給付申請についての支給要件は、別に掲げるものとする。

(1) 休業

(2) 5時から20時までの時短営業(酒類の提供なし)

・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。

※1 ワクチン・検査パッケージの適用はしないものとする。

※2 休業又は時間短縮のいずれの場合も、2月1日午前0時が要請開始時間となる。

※3 1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給対象外。

※4 微アルコールは、酒類に含むこととする。

※5 令和3年度第8期には、準備期間はないため、要請期間の全日において協力する必要がある。

(早期給付申請)

・令和3年度第8期の期間中、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける広島県内の飲食店等を運営する中小事業者とする。

・要請期間後に本申請を行うことが要件となる。

- ※ 1 これまでの感染症拡大防止協力支援金の早期給付を受給した場合にも、感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）の早期給付を申請できることとする。
- ※ 2 要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時よりも早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、要請の対象外となる。要請の対象外の飲食店が、早期給付を受給した場合、全額返還の必要となる。
- ※ 3 早期給付を受給したが、本申請の提出期限内に本申請がなされない場合には、早期給付全額の返還が必要となる。

（交付額等）

第4条 支援金の対象店舗区分及び交付額は、次に掲げる額とする。また、早期給付申請については、別に掲げる額とする。

1日当たりの交付額×要請協力日数

ただし、県の要請期間が変更された場合は、その期間の日数とする。

なお、1日当たりの交付額は売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかで算出する。この場合において、早期給付申請を行っている事業者は売上高方式しか選択できない。

また、大企業については、売上高減少額方式しか選択できない。

詳細については、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

期間（令和4年2月1日～令和4年2月20日）（20日間）

【中小企業】		【大企業】	
休業・時短	3.0～10.0万円／日	休業・時短	最大20万円／日

※ 中小企業は、飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

※ 令和3年度第8期の支給額は、休業・時短営業に関わらず同一とする。また、広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店に関わらず支給額は同一とする。

※ 計算書で使用する売上額は、消費税及び地方交付税を除いた金額で計算するものとする。また、イートイン以外（テイクアウト・デリバリー等）の売上額は、除いて計算するものとする。

（早期給付申請）

1店舗あたりの早期給付額は30万円（一律）とする。

(交付申請)

第5条 交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。早期給付申請書は、別記様式第2号によるものとする。早期給付申請については、事業者が早期給付を受給するかは任意で選択できるものとする。早期給付を受給せずに、本申請で支給を受けることも可能とする。

2 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）申請書及びその他必要書類を添付し、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に提出するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の決定及び額の確定等)

第6条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。早期給付申請があった場合には、早期給付額を概算払として払ったものとし、本申請で早期給付の差額を支給し、精算払する形とする。

※1 要請期間の短縮があった場合、早期給付30万円について一部返還が必要となることもある。

※2 要請前に酒類の提供なし、かつ要請前に20時よりも早く閉店していた飲食店は、要請前にカラオケ設備のみ提供していたとしても、要請の対象外となる。要請の対象外の飲食店が、早期給付を受給した場合、全額返還の必要となる。

2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、口座振り込みをもって交付の通知とし、支援金を不交付とする場合にあっては、別記様式第3号により、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会は第5条の交付申請をした申請者に対し通知する。

(実績報告)

第7条 実績報告書(別記様式第1号)は、第5条の規定による交付申請書の提出と兼ねるものとし、事業の成果を記載し、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が定める書類を添えて報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく(一社)広島県生活衛生同業組合連合会の指示等に違反した場合
- (2) 申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が不適当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
- (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 申請者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (5) その他(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が必要と認める場合

2 (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金及び早期給付が交付されているときは、期限を付して当該支援金及び早期給付の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる支援金及び早期給付と同額の違約金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

第9条 (一社)広島県生活衛生同業組合連合会は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第10条 事業者は、支援金に係る証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 支援金の交付に関するその他の必要な事項は、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和4年1月25日から適用する。

令和3年度第8期

中小企業(個人事業主)

広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店 共通

支援金の計算書

店舗番号

店舗名(屋号)

1 売上高方式

次の計算式により、申請額を確定してください。

申請額等を必ずご確認のうえ、該当箇所を選択してください。

平成31年, 令和2年, 令和3年
いずれかの2月の売上高

①

※税抜の金額を入力してください。

※イトイン以外(テイクアウト・
デリバリー等)の売上額は、除いた
額を入力してください。

1つ選択

①で選択した年

選択年の2月の
1日当たりの売上単価

平成31年又は令和3年

①÷28×0.4(千円単位で切り上げ) =

②

令和2年

①÷29×0.4(千円単位で切り上げ) =

②

基準額

②'

(下限3万円, 上限10万円)

協力
日数

申請額

②'

×

20 日 =

2 早期給付

1つ選択

早期給付額

早期給付あり

=

300,000

早期給付なし

=

0

本申請額

申請額-早期給付額

令和3年度第8期

大企業(中小企業, 個人事業主も選択可)

広島積極ガード店ゴールド認証店・非認証店 共通

支援金の計算書

店舗番号

店舗名(屋号)

1 売上高減少額方式(主に大企業用)

次の計算式により, 申請額を確定してください。

申請額等を必ずご確認のうえ, 該当箇所を選択してください。

平成31年, 令和2年, 令和3年
いずれかの2月の売上高の合計額

①

※税抜の金額を記入してください。

※イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は, 除いた額を入力してください。

1つ選択

①で選択した年

選択年の2月の
1日当たりの売上単価

平成31年又は令和3年

$\text{①} \div 28 \times 0.4$ (千円単位で切り上げ) =

②

令和2年

$\text{①} \div 29 \times 0.4$ (千円単位で切り上げ) =

②

②'

(下限0, 上限20万円)

平成31年, 令和2年, 令和3年
いずれかの2月の売上高の合計額

①

-

令和4年
2月の売上高の合計額

③

=

売上高減少額

④

※税抜の金額を記入してください。

※イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は, 除いた額を入力してください。

※税抜の金額を記入してください。

※イートイン以外(テイクアウト・デリバリー等)の売上額は, 除いた額を入力してください。

1つ選択

①で選択した年

売上高減少額

平成31年又は令和3年

$\text{④} \div 28 \times 0.4$ (千円単位で切り上げ) =

⑤

令和2年

$\text{④} \div 29 \times 0.4$ (千円単位で切り上げ) =

⑤

⑤'

(下限0, 上限20万円)

基準額

⑥

(②' または ⑤' いずれか低い額)

協力
日数

本申請額

⑥ × 20 日 =

※ 要請に協力した広島県内すべての店舗を記入してください。

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）

申請書（ウラ面）

1店舗あたりの早期給付額

30万円（一律）

店舗番号	店舗名（屋号）	所在地	営業許可証 許可番号	早期給付額を 差し引いた 本申請額
1		〒 -		万円
2		〒 -		万円
3		〒 -		万円
4		〒 -		万円
5		〒 -		万円
6		〒 -		万円
7		〒 -		万円
8		〒 -		万円
9		〒 -		万円
10		〒 -		万円
11		〒 -		万円
12		〒 -		万円
13		〒 -		万円
14		〒 -		万円
15		〒 -		万円
16		〒 -		万円
17		〒 -		万円
18		〒 -		万円
19		〒 -		万円
20		〒 -		万円
申請額の合計				万円

※ 早期給付額を差し引いた本申請額は、申請店舗ごとに作成した計算書の本申請額と一致します。

※ 申請店舗の記入欄が足りない場合は、別途、一覧表を作成の上、提出してください。

※ 要請に協力する広島県内すべての店舗を記入してください。

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）

早期給付申請書（ウラ面）

1店舗あたりの早期給付額

30万円（一律）

店舗番号	店舗名（屋号）	所在地	営業許可証 許可番号	早期給付 申請額
1		〒 -		万円
2		〒 -		万円
3		〒 -		万円
4		〒 -		万円
5		〒 -		万円
6		〒 -		万円
7		〒 -		万円
8		〒 -		万円
9		〒 -		万円
10		〒 -		万円
11		〒 -		万円
12		〒 -		万円
13		〒 -		万円
14		〒 -		万円
15		〒 -		万円
16		〒 -		万円
17		〒 -		万円
18		〒 -		万円
19		〒 -		万円
20		〒 -		万円
早期給付額の合計				0 万円

※ 申請店舗の記入欄が足りない場合は、別途、一覧表を作成の上、提出してください。

別記様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会

不交付決定通知書

申請のありました広島県感染拡大防止協力支援金については，広島県感染拡大防止協力支援金（令和3年度第8期）交付要綱第6条の規定により，交付しないことに決定しましたので，通知します。